

## 中海淡水化賛否についての市民投票に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、米子市(以下「市」という。)における中海淡水化(限定的淡水化試行を含む。以下同じ。)の賛否について、市民の意思を明らかにするため公平かつ民主的な手続を確保し、もって市行政の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### (市民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、中海淡水化に対する賛否についての市民による投票(以下「市民投票」という。)を行う。

2 市民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

### (市民投票の実施とその措置)

第3条 市民投票は、市が中海淡水化の賛否を決断するときを実施するものとする。

2 市長は、前項に規定する事項の決断に当たっては、市民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重するものとする。

### (市民投票の執行)

第4条 市民投票は、市長が執行するものとする。

### (市民投票の期日)

第5条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、市長が定め、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

### (投票資格者)

第6条 市民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票日において、市の選挙人名簿に登録されており、かつ、米子市長の選挙権を有する者とする。

2 前項に規定するもののほか、投票資格者については、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項の規定に準じて規則で定める者を含むものとする。

### (投票資格者名簿)

第7条 市長は、投票資格者について、中海淡水化の賛否に関する市民投票資格者名簿(以下「名簿」という。)を作成するものとする。

### (秘密投票)

第8条 町民投票は、秘密投票とする。

### (一人一票)

第9条 投票は、一人一票とする。

### (投票所における投票)

第10条 投票資格者は、投票日に自ら市民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をさせることができる。

(投票の方式)

第11条 投票資格者は、中海淡水化に賛成するときは投票用紙の賛成の欄に、中海淡水化に反対するときは投票用紙の反対の欄に自ら○の記号を記載して投票箱に入れなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、身体の故障又は文盲により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をさせることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、盲人である投票資格者は、規則で定めるところにより点字投票をさせることができる。

(投票の効力の決定)

第12条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第13条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの
- (6) ○の記号を自ら記載しないもの

2 前項の規定にかかわらず、第11条第3項の規定による点字投票の効力に関する事項は、規則で定める。

(市民投票の結果の告示)

第14条 市長は、市民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長に通知しなければならない。

(投票運動)

第15条 市民投票に関する運動は、市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 市民投票に関する運動については、公職選挙法に規定する事項の範囲内において規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、投票日(限定的淡水化試行に係る投票日を除く。)の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。